

はじめに

本書を活用される読者は、自社の中国事業が撤退を決断しなければならない状況にあるのだろうか。それとも、すでに撤退を決断し、その具体的方法を検討している最中だろうか。目先に迫った事態を打開するために活用されることは当然として、筆者が本書を整理するにあたって、特に意識している読者は、実はこれから中国に進出する日本企業、あるいは、現在、中国で経営が順調な日系現地法人の担当者である。

中国の変化は激しい。いつ、何が起きるかわからない。想定しきれない事態が突然、襲ってくることもあるだろう。あるいは、日本本社の方針転換で組織再編の判断により、撤退の指示が下されるかもしれない。何が起きても動揺せずに対処できるように、そして、いざという時のために中国事業からの撤退方法とその実態を知っておくことは、中国事業におけるリスク管理の一環として重要だと筆者は考える。

しかし、撤退の具体的な事例は一般的には公表されにくい。対象企業の内部事情が複雑に絡み合っているだけでなく、中国側に対する配慮もあろう。中国への進出は大きくPRされるが、中国からの撤退は密かに進められるのが普通である。

本書で紹介する撤退事例は、できるかぎり当事者に配慮しつつ、読者の実務に活用できるよう、有用な重要事項を整理してみた。ぜひご活用いただきたい。

① 中国からの撤退方法

撤退方法には、主に持分譲渡と会社清算の2種類があり、会社清算には普通清算と破産がある。

(1) 持分譲渡 (会社売却)

関連法規にしたがって、会社は存続し、出資持分を第三者または合弁パートナーに売却譲渡して経営から撤退する。

(2) 会社清算 (登記抹消)

① 普通清算

関連法規や所管の政府部門にしたがって清算処理を行なう。

② 破産

「企業破産法」(2007年6月施行)や所管の政府部門にしたがって破産処理を行なう。

(3) 現地法人撤退の決議

現地法人の撤退は、独資企業、合弁企業とも、持分譲渡もしくは清算の決議を行なうことから始まる。独資企業では、最高意思決定機関である株主会の決議が必要となる。

「公司法」(会社法)第38条の「株主会の権限」において、第9項に「会社の合併、分割、解散、清算または会社形態の変更について決議を行なうこと」と規定されている。ただし、株主が1名もしくは少数の場合は、第38条の最後に記載されている「株主が書面の形式で一致して同意を表明する場合、株主会を招集せずに直接決定することができ、かつ株主全体が決議文に署名、捺印する」に基づいて、書面により決議することも可能である。

(4) メリット・デメリット

持分譲渡の場合、譲渡利益の発生などが見込まれるが、譲渡先の選定や交渉は容易ではない。

会社清算の場合、従業員の解雇や経済補償金の支払い、納税や在庫処分、残余資金の外貨交換送金などの手続きと経済的な負担などが伴う。

破産の場合、現地法人がすでに債務超過に陥っているために選択されるが、外商投資企業では、本国の本社の信用まで失墜する恐れがある。

いずれの場合も、株式会社チャイナワーク(以下、当社という)のような中国ビジネスに精通したコンサルティング会社の助言やサポートを活用することで、時間とコストを節約していただきたい。